大阪府医師会(公印省略)

改正感染症法に基づく医療措置協定に関して ~本日の郡市区等医師会長協議会にて情報提供~

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今月21日付の本会通知にて、医療措置協定に関する関係資料を本会ホームページ に掲載した旨、ご案内いたしました。

本日(11月24日)の郡市区等医師会長協議会でご案内した通り、協定締結医療機関の 辞退に関しては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(来年4月1 日施行)において、下記の通り記載されています。

第38条10

感染症指定医療機関は、その指定を辞退しようとするときは、辞退の日の一年前 (結核指定医療機関にあっては、三十日前)までに、特定感染症指定医療機関につい ては厚生労働大臣に、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関、第一 種協定指定医療機関、第二種協定指定医療機関及び結核指定医療機関については都道 府県知事にその旨を届け出なければならない。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

【本会ホームページ(文書ライブラリ】

https://www.osaka.med.or.jp/documents/index?id=1661&word=

【現時点での掲載資料】

- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- 感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドライン(令和5年5月26日)
- ・改正感染症法等の協定等の内容について (厚生労働省作成/令和5年8月24日の日本医師会説明会で配付)



大阪府医師会・地域医療 1 課 (06-6763-7012)